

## マイプラン「ぱあとな～30」

(2023年6月1日現在)

1. 極度額	30万円以内（但し、10万円以上10万円単位で設定。）										
2. 極度額又は借入残高の多寡により異なる金利の適用	・ 該当なし										
3. 金利変動の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利</li> <li>(1) 貸越残高が毎年の2月1日、5月1日、8月1日、11月1日（以下、金利見直し日といいます。）を越えて継続するときは、利率を見直します。金利見直しは、貸越に適用している基準利率を金利見直し日の基準利率に替えて行い、変更後の利率を直後の定例返済日から適用します。</li> <li>(2) 上記基準金利の見直しとは別に、マイプランパックによる引下げ利率の見直しを年2回行います。見直し基準日は2月・8月の各末日とし、この時点での取引内容に基づきお客様ごとに引下げ利率の算出を行います。</li> </ul>										
4. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当金庫加入会員のパート労働者で労働組合に加入されている方</li> <li>(2) 未成年者、無能力者または住所不定でない方</li> <li>(3) 勤続年数(同一職場勤務年数)が1年以上の方</li> <li>(4) 安定継続した年収が50万円以上の方</li> <li>(5) 申込日現在の年齢が65歳未満の方</li> <li>(6) 保証機関の保証を受けられる方</li> </ul>										
5. 資金使途	・ 生活資金										
6. 担保	・ 日本労信協の保証										
7. 利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月約定日(労働金庫の休日の場合は翌営業日)に当金庫所定の利率（または当金庫が当金庫所定の基準により、特に借主に対して適用する利率）によって計算のうえ、貸越元金に組入れるものとします。 利息の計算は平年うるう年に関係なく <math display="block">\frac{\text{貸越元金} \times \text{日数} \times \text{利率}}{365}</math> の算式により行うものとします。</li> <li>(2) 貸越金の利息には、保証機関に対する保証料を含むものとします。</li> </ul>										
8. 返済の方式	毎月約定日（休日の場合は翌営業日）以降の貸越利息（経過利息）を定例返済処理前に貸越残高に組み込み、定例返済額の全額を残高より減ずる返済方式とします。										
9. 最低返済額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">極度額 (又は残高)</th> <th rowspan="2">毎月均等返済額 (12回)</th> <th colspan="2">毎月・ボーナス加算併用コース</th> </tr> <tr> <th>毎月返済(10回)</th> <th>加算返済額(2回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円まで</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	極度額 (又は残高)	毎月均等返済額 (12回)	毎月・ボーナス加算併用コース		毎月返済(10回)	加算返済額(2回)	30万円まで	5,000円	5,000円	15,000円
極度額 (又は残高)	毎月均等返済額 (12回)			毎月・ボーナス加算併用コース							
		毎月返済(10回)	加算返済額(2回)								
30万円まで	5,000円	5,000円	15,000円								
10. 保証料	・ 表示金利に含まれています。										
11. 金利情報の入手方法	・ 金利については窓口でお問い合わせください。										
12. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> <li>電話番号 0120-480-975</li> <li>受付時間 平日 午前9時～午後5時</li> <li>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</li> <li>ホームページアドレス <a href="https://www.niigata-rokin.or.jp">https://www.niigata-rokin.or.jp</a></li> </ul>										

<p>13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<p>・弁護士の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。          なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。          (【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。)</p> <p>【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288          受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031、          第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588、          第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249</p> <p>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。          ホームページアドレス <a href="https://www.niigata-rokin.or.jp">https://www.niigata-rokin.or.jp</a></p>
-------------------------------	--